

重 要 事 項 説 明 書

有限会社 マツモトメディカル

特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

重要事項説明書

1 特定福祉用具販売サービスの目的および運営の方針

特定福祉用具販売サービスは、要介護状態にあるお客様に対し、介護保険法で定める特定福祉用具サービスを提供しお客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことが出来るよう、また、お客様のご家族等の介護者の負担軽減を図れるよう支援することを目的とします。

2 基本方針

有限会社マツモトメディカル（以下マツモトメディカルという）は次に掲げる基本方針に基づき事業を運営するものとします。

- ・事業の実施にあたっては、お客様の意思、および人格を尊重して、常にお客様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- ・事業所の専門相談員はお客様が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、お客様の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を販売することによりお客様の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとお客様を介護する者の負担の軽減を図ります。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市区町村・他の居宅サービス事業者・その他の医療機関サービス及び福祉サービスを提供するもの者との連携に努めるものとします。

3 実施手順に関する具体的方針

マツモトメディカルは次に掲げる具体的方針に基づき特定福祉用具販売サービスを実施するものとします。

- ・サービス提供の開始に当たり、お客様の心身状況などを把握するものとします。
- ・個々のサービスの目標、機種、選定理由、実施期間を定めた特定福祉用具販売計画を作成します
- ・特定福祉用具販売計画の作成後、特定福祉用具販売計画の実施状況の把握、アフターフォローをします。
- ・アフターフォローの結果を指定居宅介護支援事業所に報告します。

4 会社概要

- 法人名称 有限会社マツモトメディカル
- 法人所在地 岡山県倉敷市中庄867-3
- 電話番号 086-461-2031
- 代表者名 代表取締役 松本昌彦
- 設立 平成10年2月
- 資本金 300万円

5 特定福祉用具販売サービスを提供する事業所（以下サービス事業所）

- サービス事業所の名称 有限会社マツモトメディカル
- 所在地 岡山県倉敷市中庄867-3
- 電話番号 086-461-2031
- 指定事業所番号 3370201836
- 実施サービス 福祉用具の販売
介護予防福祉用具の販売
- サービス提供地域 岡山県全域
- 営業日 月曜～金曜 ただしお盆期間の8月13日から8月15日、国民の祝日、12月30日から翌年3日までをのぞく。
- 営業時間 9:00～18:00までとする
- 管理者兼福祉用具専門相談員 常勤1名
- 福祉用具専門相談員 常勤1名 非常勤1名
- 職務内容について
 - ① 管理者は本事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定特定福祉用具の提供に当たるものとします。また、従業者に厚生労働省令に定められた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守させるために指揮命令を行います。
 - ② 福祉用具専門相談員は次の職務を行います。
 - (1) 福祉用具専門相談員は特定福祉用具販売の提供に当たっては、お客様の心身の状況 希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じると共に目録などの文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用などに関する情報を提供し、個別の特定福祉用具販売にかかわる同意を得るものとします。
 - (2) 居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置づけられる場合には福祉用具専門相

談員は当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように措置するものとします

- ③ 事務職員は本事業所運営時に必要な事務を行います。

6 主となるサービス内容

- ① 販売できる特定福祉用具は介護保険法で定める特定福祉用具の対象品目に限られます。

介護保険法で定める特定福祉用具

- ① 腰掛便座 ②入浴補助用具 ③特殊尿器 ④簡易浴槽 ⑤移動リフトのつり革部分 ⑥自動排泄処理装置（交換部品）
- ② 特定福祉用具の選択に当たっては、予め専門相談員がお客様の心身の状況、要望住宅環境を考慮し、適切な選択が出来るよう特定福祉用具の説明をいたします。
- ③ 個々の機種選定に当たっては専門相談員が各機種の機能や取り扱いについての安全性についての情報を記載した文書を提供すると共に説明いたします。
- ④ 納品日時に関してはご利用者様と相談し決定いたします。
- ⑤ 特定福祉用具の使用に当たっては専門相談員が最適な状態に用具を調整いたします

<サービス提供に当たっての具体的方針について>

(有)マツモトメディカルが提供いたします特定福祉用具販売は以下の内容にてサービスの提供を行います。

- ① 福祉用具専門相談員は特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態などに関し点検を行います。
- ② 福祉用具専門相談員は特定福祉用具販売の提供に当たっては、お客様の身体の状況などに応じて特定福祉用具の調整を行うと共に当該特定福祉用具の使用法、使用上に留意事項、故障時の対応などを記載した文書をお客さまに交付し十分な説明を行った上で必要に応じてお客様に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行います。
- ③ 居宅サービス計画が作成されていない場合は福祉用具専門相談員は特定福祉用具購入費の申請時に当該特定福祉用具販売の提供が必要な理由などが分かる書類を確認します。

<サービスのご利用にあたりまして>

(有)マツモトメディカルが提供しますサービスでは金銭授受の取り扱いを以下のようになさせていただきます。

- ① サービス提供上必要な場合をのぞき、お客様の現金をお預かりすることは一切出来ません

- ④ お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券等をお預かりすることは一切出来ません
- ⑤ お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他有価証券などが保管されている場所は一切お聞きいたしません。

7 サービス従業者

- ① サービス従業者とは、お客様に特定福祉用具販売サービスを提供するマツモトメディカルの職員であり、主として専門相談員が該当します。
- ② マツモトメディカルは介護保険法に定められている人員の基準に基づいて人員体制を整備しお客様に対して特定福祉用具販売サービスを提供いたします。

8 利用料金

- ① サービス料金
 - ・ 基本料金
マツモトメディカルが定める個々の特定福祉用具の販売料金を指し、具体的な金額はカタログに記載されています。
 - ・ お客さま負担金
介護保険法の適用になるお客様は前記①の販売料金から負担割合に応じた金額を負担していただきます。
ただし介護保険の給付の範囲を超えた分につきましては全額自己負担（①の販売料金）となります。
- ② 交通費
前記5に定めるサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外のお客様は前記5に記載されているサービス提供地域を越えた地点からお客様の居宅までの往復距離について交通費を負担していただくことになり、その詳細は以下のとおりです
 - 公共交通機関利用の場合 実費
 - 自動車など利用の場合 片道1キロメートル当たり50円

9 キャンセル

お客様は商品の納品をキャンセルすることが出来ます。

- キャンセルについての連絡先名称 有限会社マツモトメディカル
- キャンセルについての連絡先番号 086-461-2031

* 納品済みの場合については10の返品・交換の取り扱いとなる場合があります

10 返品・交換

お客様は納品後の商品を返品・交換することが出来ます。

返品・交換を希望される場合、商品到着後8日以内に下記の連絡先までご連絡下さい

返品・交換の連絡先名称 有限会社マツモトメディカル

返品・交換の連絡先電話番号 086-461-2031

*商品自体に欠陥が無く、お客様のご都合で返品・交換を希望される場合には送料はお客様の負担となります。

*以下の商品の返品・交換は致しかねますのでご了承下さい。

納品より8日間を過ぎた商品

1度ご使用または着用された商品、肌着、食料品などの消耗品

お客様の責任で、汚れや傷が生じた商品

1.1 お支払い方法

サービスご利用分に関するお客様負担金をマツモトメディカルが定める期日までにお支払いいただきます。

お支払い方法は原則としてお振込みまたは現金となります。これ以外のお支払い方法をご希望の方は弊社サービス従業者までご相談下さい。

特定福祉用具販売の場合は原則「償還払い」となります。

* 償還払いとは要介護認定を受けたお客様がケアプランに基づき指定居宅サービスを受けたときに、販売料金をいったん全額お支払いいただき後ほど市区町村にお客様が支払うべきサービス費用（お客様負担分・・・基本料金の1割～3割）を除いた額を請求することをいいます。

1.2 秘密保持及び個人情報の保護

- ① マツモトメディカルおよびそのサービス従業者は業務上知りえたお客様及びそのご家族などの秘密及び個人情報などについて、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関などと連携を図るなど正当な理由がある場合以外には開示いたしません
- ② マツモトメディカルはそのサービス提供上知りえたお客様及びそのご家族などの秘密及び個人情報などについてその守秘義務が守られるように必要な措置を講じます。
- ③ マツモトメディカル及びそのサービス従業者は必要な範囲においてお客様及びそのご家族などの個人情報を取り扱いたします。尚、お客様及びそのご家族などから取得した個人情報を以下の目的のために使用いたします。
 - ・ 当社サービス提供のため
 - ・ 当社商品の購入・販売時における商品配送のため
 - ・ 当社サービスや商品のアフターフォローのため
 - ・ お客様へのサービス提供について他の事業所と連携するため サービス担当者会議等
 - ・ お客様及びそのご家族へのサービス料金のご請求、その他御連絡のため
 - ・ お客様及びそのご家族等に当社サービスや商品をご案内するため

- ・ 商品配送、請求データ処理などに関する業務委託のため
 - ・ 統計データへの利用（ただし個人を特定できるような利用は致しません）
 - ・ 緊急時に医療機関等に連絡するため
- ④ 上記に定める守秘義務は契約期間中はもとより契約期間後も同様とします。
- * 個人情報に関するお問い合わせに関しては15 サービス相談窓口、苦情受付窓口までご連絡ください

1.3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
※虐待防止に関する責任者（代表取締役 松本 昌彦）
- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための委員会、研修を実施しています。

1.4 留意事項

訪問予定時間は遅れることの無いよう注意していますが、公共機関の事故などやむを得ない事情により前後する場合があります。

1.5 サービス相談窓口 苦情受付窓口 及び対応の手順

窓口

弊社連絡先

有限会社 マツモトメディカル

- 住所 岡山県倉敷市中庄867-3
- 電話番号 086-461-2031
- 受付時間 営業日の9:00～18:00まで
- 苦情受付担当者 松本 昌彦（管理者）
- 苦情解決責任者 松本 昌彦（管理者）

その他、国保連合会および各市町村

倉敷市介護保険課

住所 倉敷市西中新田640
TEL 086-426-3343
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

岡山市介護保険課

住所 岡山市北区鹿田町1-1-1
TEL 086-803-1240
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

津山市 高齢介護課

住所 津山市山北520
TEL 068-32-2070
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

玉野市長寿介護課

住所 玉野市宇野1-27-1
TEL 0863-32-5534
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

笠岡市長寿支援課

住所 笠岡市中央町1-1
TEL 0865-69-2139
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

井原市介護保険課

住所 井原市井原町311-1
TEL 0866-62-9519
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

総社市長寿介護課

住所 総社市中央1-1-1
TEL 0866-92-8369
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

高梁市健幸長寿課

住所 高梁市松原通2043
TEL 0866-21-0299
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

新見市介護保険課

住所 新見市新見310-3
TEL 0867-72-3148
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

備前市介護福祉課

住所 備前市東片上126番地
TEL 0869-64-1828
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

瀬戸内市いきいき長寿課

住所 瀬戸内市長船町土師291番地
TEL 0869-24-8866
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

赤磐市介護保険課

住所 赤磐市下市344
TEL 086-955-1116
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

真庭市高齢者支援課

住所 真庭市久世2927-2 久世本庁舎1階
TEL 0867-42-1074
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

美作市健康政策課

住所 美作市北山390-2
TEL 0868-75-3912
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

浅口市高齢者支援課

住所 浅口市鴨方町鴨方2244-26
TEL 0866-44-7113
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

和気町介護保険課

住所 岡山県和気郡和気町尺所555
TEL 0869-93-1139
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

早島町健康福祉課

住所 都窪郡早島町前瀬360-1
TEL 086-482-2483
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

里庄町健康福祉課

住所 浅口郡里庄町大字里見1107番地2
TEL 0865-64-7232
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

矢掛町福祉介護課

住所 小田郡矢掛町矢掛3018
TEL 0866-82-1026
対応時間 月～金曜日8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

新庄村住民福祉課

住所 真庭郡新庄村 2008-1
TEL 0867-56-2646
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

鏡野町総合福祉課

住所 苫田郡鏡野町竹田 660
TEL 0868-54-2986
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

勝央町健康福祉部

住所 勝田郡勝央町勝間田 201
TEL 0868-38-7102
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

奈義町 子ども・長寿課

住所 勝田郡奈義町豊沢 306-1
TEL 0868-36-6700
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

西粟倉村 保健福祉課

住所 岡山県英田郡西粟倉村影石 95-3
TEL 0868-79-2233
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

久米南町 健康福祉課

住所 久米郡久米南町下弓削 502-1
TEL 086-728-4411
対応時間 月～金曜日 8:30から17:15
(祝日及び12月29日～1月3日除く)

美咲町 長寿しあわせ課

住所 久米郡三咲町原田 1 7 3 5
TEL 0 8 6 8 - 6 6 - 1 1 1 5
対応時間 月～金曜日 8 : 3 0 から 1 7 : 1 5
(祝日及び 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日除く)

吉備中央町福祉課

住所 吉備中央町豊野 1 - 2
TEL 0 8 6 6 - 5 4 - 1 3 1 7
対応時間 月～金曜日 8 : 3 0 から 1 7 : 1 5
(祝日及び 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日除く)

岡山県国民健康保険団体連合会

住所 岡山市北区桑田町 1 7 - 5
TEL 0 8 6 - 2 2 3 - 8 8 1 1
対応時間 月～金曜日 8 : 3 0 から 1 7 : 0 0
(祝日及び 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日除く)

手順

- ① 苦情の受付
- ② 苦情内容の確認
- ③ 苦情解決責任者などへの報告
- ④ お客様への苦情解決に向けた対応の事前説明・同意
- ⑤ 苦情解決に向けた対応の実施
- ⑥ 再発防止、及び改善の実施
- ⑦ お客様への苦情解決結果の説明・同意
- ⑧ 記録の保存 (その完結の日から 5 年間の保存)

1 5 事故発生時の連絡先、及び対応の手順

連絡先

- 電話番号 0 8 6 - 4 6 1 - 2 0 3 1
0 9 0 - 4 5 7 7 - 2 5 0 1 (携帯)
- 受付時間 2 4 時間 3 6 5 日
- 担当者 松本 昌彦

財産に損害を及ぼした場合には相当範囲においてその損害賠償を請求される場合があります。

1 8 介護保険法の改正

国が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、マツモトメディカルの料金体系は国が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。